

第3補給処公示第45号
平成26年 6月 4日

業 者 各 位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
北脇 勝也

公 示

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」第8条第2
項の規定に基づき適用する経費率の公示について
(お問い合わせ先：原価計算課)

標記について、別添のとおり定めたので公示します。

添付書類：「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」第8条第2項
の規定に基づき適用する経費率について

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」第8条第2項の規定に基づき適用する経費率について

1 新規契約分について

原価監査に当たって実際の経費率の適用を求める場合は、契約前の見積価格計算書のかがみにその旨記載する。

例：原価監査付契約となった場合の確定時には、実際の経費率の適用をお願いします。

2 既契約分について

速やかに原価計算課長と事前の調整の上、実際の経費率の適用の希望を文書（様式は任意）で申し出る。

なお、複数の契約の一括での申し出を可とする。

3 乙が求めた場合の適用経費率

（1）甲が設定した乙の実際個別経費率とする。

（2）上記の実際個別経費率が設定されていない場合は、標準個別経費率とし、この標準個別経費率が設定されていない場合は、前年度の標準個別経費率等とする。